

2. 防犯教室及び防犯避難訓練のねらいと内容

防犯教室とは、外部の専門家等による、子どもを対象とした専門的指導である。保護者等が子どもとともに参加する場合もある。一方、防犯避難訓練とは、教員や外部の専門家による、子どもを対象とした図上あるいは実地の訓練である。状況としては、学校への不審者侵入や登下校時の不審者への対処を想定している。この訓練には子どもとともに教職員が参加する場合もある。なお教師や保護者のみを対象とする研修は、防犯教室や避難訓練には該当しない。

なお、ここで言う不審者とは、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり立ち入ろうとする者や、校内外にかかわらず、生命・心身・財物に危害を及ぼしたり、及ぼそうとしている者を指す。

(1) 防犯教室

① ねらい

防犯教室のねらいは防犯教育の場合とほぼ同様であるが、特に危険予測と危険回避に重点を置いている。専門家の指導のもと、これらのねらいの達成を図る。

- ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避し安全な行動をとることができるようにする。また、現在及び将来に直面する防犯上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ・自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

② 内容、テーマ

ア 犯罪の危険性

まず、犯罪被害として、暴行、傷害、略取誘拐、窃盗などがあることを扱う。また、発達段階を考慮しつつ、性的被害、インターネット上の違法・悪質情報、不審電話などの関連情報を取り上げる。

次に、危険・要注意箇所、緊急時の避難場所など、危険に関わる場所等が挙げられる。危険箇所は、例えば、狭い道路、見通しが悪い場所、人通りが少ないところ、やぶや路地、倉庫、空き家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る、などの場所である。さらに、公園や空地など不特定の人が容易に入りやすい場所も危険性が高い。過去に犯罪が発生した場所も参考になる。また、一般的には、駐車場・駐輪場、道路上、公園などで犯罪発生が多いことに触れてもよい。障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど、犯罪の危険性が高い状況を取り上げることも一案である。

一方、緊急時の避難場所としては、交番、「子ども110番の家」、商店、ガソリンスタンドなどが挙げられる。

イ 危険予測の仕方、危険回避方法、通報

危険予測の仕方、危険回避方法、通報の仕方などについて指導する。指導では、

様々な場面を用いて、発生しうる危険について予測させる。また、危険回避の方法として、まず危険に近づかないこと、さらに緊急時には、大声をあげる、防犯ブザーを使う、逃げる、助けを求めることなどについて指導する。危険予測については発達段階の考慮が不可欠である。例えば、幼児期や小学校低学年などでは、危険予測が容易ではなかったり、未経験の状況などでは予測が困難であったりする。また、予測のための事例については、多くの子どもたちが日常関わる可能性があり、発達段階や地域の実情を考慮し、適切なものとする。

ウ 意志決定、行動選択

防犯教室では、安全を優先した意志決定や行動選択ができるような資質や能力の育成を図る。

具体的には、意志決定・行動選択の仕方、防犯に関して知ること（情報入手）の重要性、危険回避のための適切な方法と必要性などについて指導する。防犯に関する情報としては、犯罪被害の現状、危険・要注意箇所、危険な場所や状況、緊急時の避難場所などが挙げられる。

エ 事件・事故発生時の対応

事件・事故発生時の対応については、自分が被害者になる場合、目撃者になる場合が想定される。いずれの場合も、周囲に助けを求めること、119番や110番に通報することなどが考えられる。目撃者の場合には、加えて、自分が冷静になること、負傷者を安心させたり励ましたりすること、中学生や高校生では、保健学習等と関連づけて、止血法や心肺蘇生法などを取り上げることができる。

オ 自他の生命尊重

自他の生命や安全とその基盤となる人権・人格を尊重する態度を育てる。これには、自らが加害者にならないための指導も含む。

カ 環境整備への協力や社会参加

子どもたちは、自分たちなりの視点により危険箇所等を発見できる。指導では、気付いたことを通学安全マップに表現させたり、日常的に保護者や教職員などに速やかに報告させたりする。さらに、地域の防犯活動や、それらが安全安心な地域づくりへ貢献していることなどを指導する。また、自分たちができる具体的な方法、協力、参加、貢献などについて考えさせることも一案である。例えば、防犯ボランティアや保護者、子ども110番の家などに積極的に挨拶をしたり、可能な範囲でそれらの防犯活動に参加したりすることが挙げられる。

③ 防犯教室実施上の留意点

防犯教室は、年に1回行うだけではなく、学級、学年、時間などに柔軟性を持たせ、複数回行うことが望ましい。

防犯教室では、自他の生命尊重などの一般的内容も取り上げることができるが、危険・要注意箇所、危険回避方法などについて専門性を活かした具体的指導がより有効で

ある。具体的には、通学安全マップづくり、シミュレーション、ロールプレイングなどを積極的に活用する。さらに、地域実態等を配慮し、地域の身近な状況を取り上げ対処の仕方を考えたり、地域の団体や施設、防犯活動などを積極的に活用したりする。

また、保護者や地域の人々などに参加や参観の機会を提供する。その際、防犯ブザー等の実演（音色の確認等）を行い、子どもたちの万一の場合の支援方法の共通理解を図ることなども重要である。

指導者としては、警察、防犯協会などの防犯の専門家が挙げられる。それらの専門家は、地域の犯罪発生状況、危険回避行動、地域での防犯活動などの情報を有しており、専門性を生かした指導が可能である。とりわけ警察は、実践的・効果的な防犯教室・防犯避難訓練の実施（危険回避方法、防犯器具等の活用法、連絡・通報の方法など）、不審者の出没に関する情報や事件情報の共有化などについて積極的に学校との協力・支援を行っている。

なお、機器が使用できない場合の連絡方法を確立しておく必要がある。

（２）防犯避難訓練

防犯避難訓練は、通学路、地域、学校内などにおける不審者による犯罪被害を防止するための学校全体又は学年等の集団を対象として行う組織的な訓練である。訓練には、実地訓練のみならず、図上訓練やシミュレーションなども含む。本訓練は、単なる体験活動に留めることなく、学校での防犯教育や安全教育の一環として行う。また、訓練の効果を高めるために、実施のための事前打ち合わせ、子どもたちへの事前・事後指導等、段階を踏んですすめる（図1）。さらに、訓練においては全教職員がそれぞれ役割を持ち、組織的に取り組むようにする。

① ねらい

防犯避難訓練では、具体的な場面を設定し、犯罪被害の防止のための、危険予測、危険回避、連絡・通報などの能力を育成する。これには、教職員などの指示を遵守することも含む。

② 内容、テーマ

ア 危険回避方法、危険への対処法

学校内における不審者侵入、通学路、地域などにおける不審者との遭遇などを想定して、回避方法等を指導する。具体的には、危険な状況や場所、不審者などに近づかないこと、緊急時には、逃げる、声をあげて周囲に助けを求める、防犯ブザーなどを活用する、交番、子ども110番の家、商店などに逃げ込むことなどが挙げられる。

イ 事件・事故発生時の対応

防犯教室の場合と同様、自分自身が落ち着くこと、周囲に応急手当等の助けを求め、自分で119番や110番に通報すること、負傷者を安心させたり励ましたりすること、必要に応じて、止血法や心肺蘇生法などを取り上げる。

③ 訓練実施上の留意点

ア 事前打ち合わせ、事前指導

設定する状況は訓練内容を左右するため、警察などと相談し、特異なものではなく、難易度が適切であるものとする。そのためにも、外部の専門家と学校との間で事前打ち合わせを行う。打ち合わせでは、学校の危機管理体制、防犯教育等の実施状況についても説明する。また、訓練効果を高めるため、子どもに対する事前指導が不可欠である。さらに、訓練についての誤解を避けるため、必要があれば、警察や近隣住民に実施について事前に知らせる。

イ 発達段階への配慮、指導の工夫

訓練は現実感を伴うため、子どもに大きな恐怖心を植え付けないように留意する。例えば、放送で「不審者が侵入した」などという直接的な表現は使わない、幼児や小学校低学年の子どもに、不審者への対応場面を見せないなどの配慮が必要である。また、子どもの中に犯罪被害者が存在する場合には、特別の配慮が必要である。

さらに、訓練の効果を高めるために、他の子ども、教職員、警察官などの効果的な対処法を観察させたり、それらの対処法の有効性や実施可能性を確認させるなど、訓練中や訓練後の指導を工夫する。

ウ 警察や消防の指導・評価、協力

警察や消防による専門性を活かした指導や評価を受ける。訓練では、不審者への対処方法や危険回避方法などを中心に具体的に指導する。また、避難訓練では、実施後に何らかの課題が明らかになるが、それらの明確化や解決策などについても警察等から指導を受ける。その指導は、事後指導、次回以降の訓練などに活用する。

エ 保護者、地域の人々、近隣校の参加、参観

防犯避難訓練は頻回に実施できるものではなく、貴重な機会である。したがって、防犯教室と同様、保護者や地域の人々、近隣校の教職員などに、参加や参観の機会を提供する。その際、防犯ブザー等の実演（音色の確認等）などを行い、子どもたちの万一の場合の支援方法の共通理解を図ることなども重要である。それらは、保護者や地域住民の意識向上、近隣校の安全対策の推進などに資する。

④ 訓練における施設設備の活用等

学内の訓練で教職員が活用できるものとしては、学校の防犯備品、避難経路、緊急通報設備・装置、机、椅子、モップ、消火器、保護者への連絡網等が挙げられる。なお、機器が使用できない場合の連絡方法を確立しておく必要がある。登下校時における訓練においては、子どもの携帯品である防犯ブザーなどが考えられる。